

彦根市地域防災計画

【災害対応マニュアル編】

新旧対照表

令和6年

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由
マニュアル編 全体			本編・資料編およびマニュアル編の更新作業に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施	参照先に変更がなく、ページ番号のみの変更は、項目を集約
マニュアル編 全体			組織改編に伴う部課の追加および削除	部課名の変更のみの場合は項目を集約
	[事務分掌]1	市長直轄組織 秘書班 1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命 2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会関係の外来者を除く。）の災害地視察 3) 各種陳情（議会関係を除く。） 4) り災地の慰問見舞い	市長直轄組織 秘書班 1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命 2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会関係の外来者を除く。）の災害地視察 3) 各種陳情（議会関係を除く。） 4) り災地の慰問見舞い 5) 危機管理班実施事項の応援	
		企画振興部 まちづくり推進班 1) 自治会等からの被害状況等報告 2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口 3-2-10,3-3-10,3-3-67,4-1-1	企画振興部 まちづくり推進班 1) 自治会等からの被害状況等報告 2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口 3-2-10, 3-3-67,4-1-1 3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策 3-2-2	組織改編に伴う修正
	[事務分掌]2	企画振興部 人権政策班 1) 避難行動要支援者対策 2) 人権・福祉交流会館との連絡調整 3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策	企画振興部 人権政策班 1) 避難行動要支援者対策 2) 人権・福祉交流会館との連絡調整 3) 外国人の災害対策	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		4) 外国人の災害対策		
		スポーツ部 国スポ・障スポ総務班 1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等との連絡調整	スポーツ部 国スポ・障スポ総務班 1) スポーツ振興班実施事項の応援	
		スポーツ部 国スポ・障スポ競技班 1) 国スポ・障スポ主会場整備地での災害対策に係る県等との連絡調整	スポーツ部 国スポ・障スポ競技班 1) スポーツ振興班実施事項の応援	
		総務部	総務部 臨時特別給付金班 1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)	
	[事務分掌]3	福祉保健部 社会福祉班 1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整 2) 避難行動要支援者対策 3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。) 4) 民間救助団体との連絡調整 5) 行方不明者の搜索 6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難指示等の周知および伝達 7) 物資等の供給 8) 福祉避難所の開設・運営 9) 災害ボランティア 10) 赤十字奉仕団の動員 11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	福祉保健部 社会福祉班 1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整 2) 避難行動要支援者対策 3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。) 4) 民間救助団体との連絡調整 5) 行方不明者の搜索 6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達 7) 物資等の供給 8) 福祉避難所の開設・運営 9) 災害ボランティア 10) 赤十字奉仕団の動員 11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保	

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由
		12) り災証明の発行 13) り災見舞金の募集および分配 14) 救助費支給および救助費予算要求 15) 生活再建に係る資金の支給・貸付 16) 被災者に対する生活保護の適用	12) り災証明の発行 13) り災見舞金の募集および分配 14) 救助費支給および救助費予算要求 15) 生活再建に係る資金の支給・貸付 16) 被災者に対する生活保護の適用	
	[事務分掌]6	都市政策部 建築指導班 1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査 2) 被災建築物の復旧のための建築相談	都市政策部 建築指導班 1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査 2) 被災建築物の復旧のための建築相談 3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。	
	[事務分掌]7	教育部 学校教育班 1) 学校教育財産を避難所に開放することについての協力 2) 教育施設への避難指示等の周知および伝達 3) 被災児童生徒等に対する安全確保 4) 学校給食センターの災害対策（応急対策および復旧対策を含む。） 5) 被災児童生徒等に対する教育および保健 6) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。) 7) 生涯学習班実施事項の応援。	教育部 学校教育班 1) 学校教育財産を避難所に開放することについての協力 2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達 3) 被災児童生徒等に対する安全確保 4) 学校給食センターの災害対策（応急対策および復旧対策を含む。） 5) 被災児童生徒等に対する教育および保健 6) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。) 7) 生涯学習班実施事項の応援。	
[活動フロー]12	第9節原子力災害への対応	(6) 緊急時被ばく医療 1□ 県が実施する緊急時被ばく医療に協力する	(6) 原子力災害医療 1□ 県が実施する原子力災害医療に協力する	
3-1-4	※2 動員配備体制表		表（別紙に修正・資料5-2参照）	
3-1-7	※1 警戒第	市長直轄部：危機管理班、秘書班	市長直轄部：危機管理班、秘書班	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	2号動員班	<p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	<p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p> <p>消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班</p> <p>病院部：病院事務局班</p>	

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由
3-1-14	※2 動員配備体制表		表（別紙に修正・資料5-2参照）	
3-1-17	※1 警戒第2号動員班	<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p>	<p>市長直轄部：危機管理班、秘書班</p> <p>企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班</p> <p>スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班</p> <p>総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班</p> <p>人事部：人事班、働き方・業務改革推進班</p> <p>市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班</p> <p>福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班</p> <p>子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班</p> <p>観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班</p> <p>産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班</p> <p>建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班</p> <p>都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班</p> <p>上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班</p> <p>教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班</p>	

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由
		消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班 病院部：病院事務局班	消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班 病院部：病院事務局班	
3-1-22	(1) 警戒体制の活動	1-2□ 通信指令班 把握した事故の概要を総務部危機管理班に連絡する	1-2□ 通信指令班 把握した事故の概要を危機管理班に連絡する	
3-1-24	※2 動員配備体制表		表（別紙に修正・資料5-2参照）	
3-1-27	※1 警戒第2号動員班	市長直轄部：危機管理班、秘書班 企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班 総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、議会班、出納・監査班 人事部：人事班、働き方・業務改革推進班 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班 福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班 子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班 観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班 産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班 建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班 都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	市長直轄部：危機管理班、秘書班 企画振興部：企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班 スポーツ部：スポーツ推進班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班 総務部：総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班 人事部：人事班、働き方・業務改革推進班 市民環境部：生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班 福祉保健部：社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班 子ども未来部：子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班 観光文化戦略部：観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班 産業部：農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班 建設部：建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班 都市政策部：都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班	

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由
		上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班 教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班 消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班 病院部：病院事務局班	上下水道部：上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班 教育部：教育総務班、学校教育班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班 消防部：消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班 病院部：病院事務局班	
3-1-32	※2 動員配備体制表		表（別紙に修正・資料 5-2 参照）	
3-2-11 ～	(1) 緊急輸送ルート の確保	1-1□ 建設管理班 緊急時確保路線となる所管道路の通行道路河川班 可否、通行状況等を調査する。 農林水産班 1-4□ 建設管理班 緊急時確保路線の被災状況や通行可否道路河川班 を市本部、彦根警察署に報告する 農林水産班 <備考> * 緊急時確保路線【資料編 P4-5-1 参照】 ※1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ア 市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線 イ 県指定第一次緊急時確保路線 ウ 県指定第二次緊急時確保路線 エ その他の路線 注) 市本部は、原則として緊急時確保路線と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急時確保路線のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。 </div>	1-1□ 建設管理班 緊急輸送道路となる所管道路の通行道路河川班 可否、通行状況等を調査する。 農林水産班 1-4□ 建設管理班 緊急輸送道路の被災状況や通行可否道路河川班 を市本部、彦根警察署に報告する 農林水産班 <備考> * 緊急輸送道路【資料編 P4-5-1 参照】 ※1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ア 市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線 イ 県指定第一次緊急輸送道路 ウ 県指定第二次緊急輸送道路 エ その他の路線 注) 市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。 </div>	
3-2-13	※3 緊急輸送ネットワ	県の備蓄倉庫 ・キリン物流(株)関西支社滋賀営業所	県の備蓄倉庫 ・日本通運(株)滋賀支店	

頁	項目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	ークのイメージ	市の備蓄倉庫 ・彦根市防災備蓄倉庫 (消防署南分署) (稲里備蓄倉庫) (西沼波備蓄倉庫) (株) 中通第3倉庫1号棟	市の備蓄倉庫 ・彦根市防災備蓄倉庫 (消防署南分署) (稲里備蓄倉庫) (西沼波備蓄倉庫) (スポーツ・文化交流センター) (株) 中通第3倉庫1号棟 彦根総合スポーツ公園	
3-3-1	(1) 避難指示等の発令	2-4□ 広報戦略班 必要に応じて、 エフエム彦根 、NHK 大津放送局その他報道機関に避難指示等の放送を依頼する	2-4□ 広報戦略班 必要に応じて、 エフエムひこね 、NHK 大津放送局その他報道機関に避難指示等の放送を依頼する	
3-3-15	※1 トリアージの実施方法	トリアージのカテゴリー 第1順位 (重症群) 赤色 (I) 直ちに処置を行えば、救命が可能な者 第2順位 (中等症群) 黄色 (II) 多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者 第3順位 (軽症群) 緑色 (III) 上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者 第4順位 (死亡群) 黒色 (0) 既に死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者	トリアージのカテゴリー 第1順位 最優先治療群 赤色 (I) 直ちに処置を行えば、救命が可能な者 第2順位 非緊急治療群 黄色 (II) 多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者 第3順位 軽処置群 緑色 (III) 上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者 第4順位 不処置群 黒色 (0) 既に死亡している者または直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者	
3-3-17	(1) 消火活動	<備考> ※1 消防組織 ※2 出場体制	<備考> ※1 消防組織 ※2 出場体制	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		<p>※3 初動措置</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参照】 * 消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】 * 特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】 * 消防水利【資料編 P5-1-3 参照】 * 隣接市町応援出動消防隊【資料編 P5-1-4 参照】 * 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4 参照】 	<p>※3 初動措置</p> <ul style="list-style-type: none"> * 消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編 P5-1-1 参照】 * 消防車両保有状況【資料編 P5-1-2 参照】 * 特殊消防用資機材保有状況【資料編 P5-1-3 参照】 * 消防水利【資料編 P5-1-3 参照】 * 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編 P5-1-4 参照】 	
3-3-19	※3 初動措置	<p>地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制により災害活動に専念する。</p> <p>ア 消防本部</p> <p>消防本部に警備本部を設置し、消防長が警備本部長として消防全般の総括的指揮に当たる。この場合において、消防長は地震警備体制に入る旨を消防職・団員に周知する。</p> <p>なお、市本部が設置されれば、消防長は本部員として、消防総務課長は同連絡員として出向し、警備本部は市本部に編入することになるため、警備本部長は次長が、総務班長は、消防総務課長補佐がその職務を代行することになる。</p> <p>通信指令課は、警備本部開設までの間、有無線電話の一斉試験を行う。</p> <p>イ 消防署所</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 無線電話各移動局の開局、試験 (イ) 有線電話の一斉試験 (ウ) 車両の安全確保 (エ) 特別救助隊要員の警備本部への出向 (オ) 情報の収集（市内巡ら員、高所見張員の派遣） 	<p>地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制により災害活動に専念する。</p> <p>ア 消防本部</p> <p>消防本部に警備本部を設置し、消防長が警備本部長として消防全般の総括的指揮に当たる。この場合において、消防長は地震警備体制に入る旨を消防職・団員に周知する。</p> <p>なお、市本部が設置されれば、消防長は本部員として、消防総務課長は同連絡員として出向し、警備本部は市本部に編入することになるため、警備本部長は次長が、総務班長は、消防総務課長補佐がその職務を代行することになる。</p> <p>通信指令課は、警備本部開設までの間、有無線電話の一斉試験を行う。</p> <p>イ 消防署所</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 無線電話各移動局の開局、試験 (イ) 有線電話の一斉試験 (ウ) 車両の安全確保 (エ) 情報の収集（市内巡ら員、高所見張員の派遣） (オ) 消防機器の点検、増強 	

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由
		<p>(カ) 消防機器の点検、増強</p> <p>ウ 消防団</p> <p>(ア) 無線電話各移動局の開局、試験</p> <p>(イ) 車両の安全確保</p> <p>(ウ) 消防機器の点検、増強</p> <p>(エ) 出火防止、初期消火の広報</p> <p>(オ) 初期消火の指揮</p> <p>(カ) 人命救助</p>	<p>ウ 消防団</p> <p>(ア) 無線電話各移動局の開局、試験</p> <p>(イ) 車両の安全確保</p> <p>(ウ) 消防機器の点検、増強</p> <p>(エ) 出火防止、初期消火の広報</p> <p>(オ) 初期消火の指揮</p> <p>(カ) 人命救助</p>	
3-3-24	※2 指揮命令および連絡調整	<p>県本部</p> <p>保険医療調整本部</p> <p>県地方本部</p> <p>保健医療調整地方本部</p>	<p>県本部</p> <p>保健医療福祉調整本部</p> <p>県地方本部</p> <p>保健医療福祉調整地方本部</p>	
3-3-27	(1) 行方不明者の捜索	<p>1-2□ 生活環境班 彦根警察署から協力要請があった場合は、受付所の設置等や捜索への協力体制を確立する</p>	<p>1-2□ まちづくり推進班 彦根警察署から協力要請があった場合は、受付所の設置等や捜索への協力体制を確立する</p>	
3-3-34	<p>(1) 道路施設の応急対策</p> <p>※2 各施設管理者の応急対策</p>	<p>(1) 県道（県道路班）</p> <p>ア 情報収集</p> <p>県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急時確保路線の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。</p> <p>収集した道路情報は、県本部（道路班）に連絡する。</p> <p>イ 応急復旧</p> <p>(ア) 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。</p> <p>(イ) 緊急時確保路線の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想されるときは、県本部は、このう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道</p>	<p>(1) 県道（県道路班）</p> <p>ア 情報収集</p> <p>県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。</p> <p>収集した道路情報は、県本部（道路班）に連絡する。</p> <p>イ 応急復旧</p> <p>(ア) 県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。</p> <p>(イ) 緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想されるときは、県本部は、このう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を</p>	

頁	項目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		<p>を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。</p> <p>(ウ)復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求める。</p>	<p>を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。</p> <p>(ウ)復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、滋賀県建設業協会に資材・労力等の提供を求める。</p>	
3-3-51	(8) 毒物劇物事故	<p>県 防災危機管理局 077-528-3432 薬務感染症対策課 077-528-3634</p>	<p>県 防災危機管理局 077-528-3432 薬務課 077-528-3634</p>	
3-3-63	(1) 緊急時モニタリング ※1 原子力災害防護措置基準表 (OIL と防護措置について)		表 (別紙に修正・資料 5-2 参照)	
3-3-64	(2) 避難および屋内退避等の防護措置	2-3□ 広報戦略班 必要に応じて、エフエム彦根、NHK大 人権政策班 津放送局その他報道機関に避難および 障害福祉班 屋内退避等に関する放送を依頼する	2-3□ 広報戦略班 必要に応じて、エフエムひこね、NHK 人権政策班 大津放送局その他報道機関に避難および 障害福祉班 屋内退避等に関する放送を依頼する	
3-3-69	(5) 飲食物の摂取制限等	1-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限の内容 や放射線の影響による健康被害について、災害時緊急通報システム、職員災 害時メール配信システム、彦根市ホ	1-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限の内容 や放射線の影響による健康被害について、災害時緊急通報システム、職員災 害時メール配信システム、彦根市ホ	

頁	項目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		ホームページ、FMひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、ツイッター等により広報する	ホームページ、エフエムひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、X(旧ツイッター)等により広報する	
3-3-70	(6) 原子力災害医療	(6) 緊急時被ばく医療 1 県が実施する緊急時被ばく医療に協力する	(6) 原子力災害医療 1 県が実施する原子力災害医療に協力する	
3-3-70	(6) 原子力災害医療	1-6□ 健康推進班 実施した緊急時被ばく医療に関する活動病院事務局班 動内容を整理する 1-7□ 健康推進班 実施した緊急時被ばく医療に関する活動病院事務局班 動内容を市本部に報告する	1-6□ 健康推進班 実施した原子力災害医療に関する活動病院事務局班 内容を整理する 1-7□ 健康推進班 実施した原子力災害医療に関する活動病院事務局班 内容を市本部に報告する	
3-3-71	(6) 原子力災害医療	三次 国立大学法人広島大学 広島県東広島市鏡山一丁目 3-2 独立行政法人放射線医学総合研究所 千葉県千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9-1	三次 国立大学法人広島大学 広島県東広島市鏡山一丁目 3-2 独立行政法人放射線医学総合研究所 千葉県千葉市稲毛区穴川 4 丁目 9-1 国立大学法人長崎大学 長崎県長崎市文教町 1-14 国立大学法人弘前大学 青森県弘前市文京町 1 公立大学法人福島県立医科大学 福島県福島市光が丘 1 国立大学法人福井大学 福井県福井市文京 3 丁目 9-1	滋賀県地域防災計画に準じて医療機関を追加
3-4-14	(2) 食糧の調達供給	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、市入農林水産班 札指名名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの食糧の数量を算定する	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、市入農林水産班 札参加資格者名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの食糧の数量を算定する	
3-4-16	※2 炊き出しの方法	(1) 要員の確保 保険年金班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、市職員や	(1) 要員の確保 保険年金班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、市職員や	学校の給食室の使用に際し、学

頁	項目	現行計画	修正内容	変更理由
		給食調理員を充てるが、必要に応じて市本部と協議のうえ避難者および関係団体等（彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団等）の協力を得る。	給食調理員を充てるが、必要に応じて市本部と協議のうえ 学校給食調理業務委託事業者 、避難者および関係団体等（彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団等）の協力を得る。	校給食調理業務委託事業者の協力は必須のため追加
3-4-17	※4 食糧の確保方法	<p>(6) 食糧の集積・配送拠点</p> <p>ア 農村環境改善センター</p> <p>イ (株) 中通</p> <p>ウ 福山通運株式会社彦根営業所</p> <p>エ 彦根市スポーツ・文化交流センター</p> <p>(上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討)</p> <p>* 災害救助用米穀引渡要請書【資料編 P7-1-82 参照】</p>	<p>(6) 食糧の集積・配送拠点</p> <p>ア 農村環境改善センター</p> <p>イ (株) 中通</p> <p>ウ 福山通運株式会社彦根営業所</p> <p>エ 彦根市スポーツ・文化交流センター</p> <p>オ 彦根総合スポーツ公園</p> <p>(上記で不足する場合は、稲枝地区体育館、パーク・アンド・バスライド等を検討)</p> <p>* 災害救助用米穀引渡要請書【資料編 P7-1-84 参照】</p>	
3-4-19	(3) 生活必需品の調達供給	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、 市入札指名名簿 に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの生活必需品の量を算定する	1-3□ 契約監理班 さらに不足が見込まれる場合は、 市入札参加資格者名簿 に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの生活必需品の量を算定する	
4-4-5	(2) 原子力災害時の中長期対策	6-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限、交 危機管理班 通規制の解除について、災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、彦根市ホームページ、 FM ひこね 、放送事業者、彦根市メール配信システム、 ツイッター 等により広報する	6-7□ 広報戦略班 飲食物の出荷制限および摂取制限、交 危機管理班 通規制の解除について、災害時緊急通報システム、職員災害時メール配信システム、彦根市ホームページ、 エフエムひこね 、放送事業者、彦根市メール配信システム、 X (旧ツイッター) 等により広報する	

彦根市地域防災計画
【災害対応マニュアル編】

別紙

令和6年

別紙 1

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号			災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員			本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	-			本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）、広報戦 略班			本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	-			各支部長 各施設長			病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	A	B	C						
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）		
企画振興部	-	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班			原則として各所 属 2 名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 各所属職員の1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部 （全員）		
スポーツ部	-	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班					
総務部	-	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポが総 務班、国スポ・障スポ競技班					
人事部	-	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、財政班、税務班、債 権管理班、契約監理班、臨時特別 給付金班、議会班、出納・監査班、					
市民環境部	-	※1	※2	□人事部、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班					
福祉保健部	-	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班					
子ども未来部	-	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班					
観光文化戦略部	-	※1	※2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班					
産業部	-	-	※2	□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、					
建設部	道路河川班（震災・ 風水害時）、建設管 理班（震災・風水害 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□建設管理班、道路河川班、市街地 整備班、建築班					
都市政策部	都市政策部（風水 害時）のあらかじ め指定された職員		※2	□都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班					
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班					
教育部	-	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班					
消防部	警防班（風水害 時）のあらかじめ指 定された職員		-	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】					
病院部	-	-	-	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員		
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）					

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種類により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

別紙 2

※2 動員配備体制表

動員	警戒第1号			警戒第2号			災対第1配備	災対第2配備	災対第3配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員			本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	-			本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）、広報戦 略班			本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	-			各支部長 各施設長			病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	A	B	C						
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）		
企画振興部	-	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班			原則として各所 属 2 名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部 （全員）		
スポーツ部	-	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班					
総務部	-	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 務班、国スポ・障スポ競技班					
人事部	-	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、財政班、税務班、債 権管理班、契約監理班、臨時特別 給付金班、議会班、出納・監査班、					
市民環境部	-	※1	※2	□人事部、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班					
福祉保健部	-	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班					
子ども未来部	-	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班					
観光文化戦略部	-	※1	※2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班					
産業部	-	-	※2	□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、					
建設部	道路河川班（震災・ 風水害時）、建設管 理班（震災・風水害 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□建設管理班、道路河川班、市街地 整備班、建築班					
都市政策部	都市政策部（風水 害時）のあらかじ め指定された職員		※2	□都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班					
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班					
教育部	-	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班					
消防部	警防班（風水害 時）のあらかじめ指 定された職員		-	【別に定める「彦根市消防計画（第12章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】					
病院部	-	-	-	□病院事務局班	上記※3に同じ	上記※4に同じ	全員		
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度5強以上）					

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒1号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

別紙 3

※2 動員配備体制表

動員	警戒第 1 号			警戒第 2 号			災 対 第 1 配 備	災 対 第 2 配 備	災 対 第 3 配 備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員			本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	-			本部事務局長、危機管理班（全 員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）、広報戦 略班			本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、 公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	-			各支部長 各施設長			病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	A	B	C						
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）			□危機管理班（全員）		
企画振興部	-	※1	※2	次の部・班のあらかじめ指定され た職員 □秘書班			原則として各所 属 2 名以上の職員 （課長補佐級以上 の職員を含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 各所属職員の 1/2 程度の職員（係長級 以上の職員を含む） ※4 総務班（全員） 公有財産管理班 （全員） 震災時：建設部 （全員）		
スポーツ部	-	※1	※2	□企画班、まちづくり推進班、情報 政策班、広報戦略班、人権政策班、 人権・福祉交流会館班					
総務部	-	※1	※2	□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総 務班、国スポ・障スポ競技班					
人事部	-	※1	※2	□総務班（班編成）、公有財産管理 班（班編成）、財政班、税務班、債 権管理班、契約監理班、臨時特別 給付金班、議会班、出納・監査班、					
市民環境部	-	※1	※2	□人事班、働き方・業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、 保険年金班、清掃センター班					
福祉保健部	-	※1	※2	□社会福祉班、障害福祉班、健康推 進班、高齢福祉推進班					
子ども未来部	-	※1	※2	□子ども・若者班、子育て支援班、 幼児班、発達支援センター班、幼 稚園保育所班					
観光文化戦略部	-	※1	※2	□観光交流班、エンタテインメント 班、文化財班、文化振興班					
産業部	-	-	※2	□農林水産班、地域経済振興班、農 業委員会班、					
建設部	道路河川班（震災・ 風水害時）、建設管 理班（震災・風水害 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□建設管理班、道路河川班、市街地 整備班、建築班					
都市政策部	都市政策部（風水 害時）のあらかじ め指定された職員		※2	□都市計画班、建築指導班、交通政 策班、住宅班					
上下水道部	上下水道部（震災 時）のあらかじめ指 定された職員		※2	□上下水道総務班、上下水道業務班、 下水道建設班、上水道工務班					
教育部	-	※1	※2	□教育総務班、学校教育班、学校支 援・人権・いじめ対策班、生涯学習 班、学校 ICT 推進班、彦根城博物 館班、図書館班					
消防部	警防班（風水害 時）のあらかじめ指 定された職員		-	【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】					
病院部	-	-	-	□病院事務局班			上記※3 に同じ	上記※4 に同じ	全員
避難場所担当 施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度 5 強以上）					

- ◎ 市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
- ◎ 避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
- ◎ 避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
- ※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
- ※ 事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
- ※ 特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
- ※ 広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒 1 号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

別紙 4

※2 動員配備体制表

動員	警戒第 1 号 (フェーズ 1)	警戒第 2 号 (フェーズ 2)	災対第 2 配備 (フェーズ 3)	災対第 3 配備 (フェーズ 4)
本部室	危機管理監	危機管理監 本部連絡員	本部長 副本部長 本部長付き 危機管理監 部長 本部付き 本部連絡員	
事務局	-	本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班	本部事務局長、危機管理班 (全員)、秘書班、総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、広報戦略班 (課長)	
各所属	-	各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長 各施設長	
市長直轄部	危機管理班 (全員)	危機管理班 (全員)	危機管理班 (全員)	全員
企画振興部	-	次の部・班のあらかじめ指定された職員 <input type="checkbox"/> 秘書班	各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む) 総務班 (全員) 公有財産管理 (全員)	
スポーツ部	-	<input type="checkbox"/> まちづくり推進班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班		
総務部	-	<input type="checkbox"/> スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班		
人事部	-	<input type="checkbox"/> 総務班 (班編成)、公有財産管理班 (班編成)、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班、		
市民環境部	-	<input type="checkbox"/> 人事班、働き方・業務改革推進班		
福祉保健部	-	<input type="checkbox"/> 生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班		
子ども未来部	-	<input type="checkbox"/> 社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班		
観光文化戦略部	-	<input type="checkbox"/> 子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班		
産業部	-	<input type="checkbox"/> 観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班		
建設部	-	<input type="checkbox"/> 農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班		
都市政策班	-	<input type="checkbox"/> 建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班		
上下水道部	-	<input type="checkbox"/> 都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班		
教育部	-	<input type="checkbox"/> 上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班 <input type="checkbox"/> 教育総務班、学校教育班、学校 ICT 推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班		
消防部	警防班	【別に定める「彦根市消防計画 (第 12 章招集計画)」 (消防本部策定) に基づく】		
病院部	-	<input type="checkbox"/> 病院事務局班	各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む)	全員

※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

別紙 5

※1 原子力災害防護措置基準表 (OIL と防護措置について)

基準の名称と種類		基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm※4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング(避難退域時検査)を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2 (一時移転基準)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h※6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 飲食物摂取制限基準	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	1週間内を目途に、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については、我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

